

高知県衛星通信機器導入支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県衛星通信機器導入支援費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 光ファイバ未整備地域

光ファイバを利用した高速通信サービスの利用ができない地域

(2) 衛星通信サービス

地上に設置した受信設備と人工衛星（高高度無人機を含む）が通信を行うことにより、インターネットの利用を行うためのサービス

(3) 衛星通信機器

衛星通信サービスを利用するために地上に設置するアンテナなどの受信設備

(補助目的及び補助事業)

第3条 県は、中山間地域における地域課題の解決や移住促進を図るため、光ファイバ未整備地域においてもブロードバンドサービスを利用できるようにすることを目的として、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う衛星通信サービスにより通信環境を整備する事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第4条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるところとする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金の交付額の20パーセント以内の減額及び補助事業間の20パーセントを超えない範囲の配分の変更（未実施の補助事業への配分の変更を除く。）をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して、第1号、第4号及び第8号から前号までに掲げるもののほか、次の条件を付さなければならないこと。

ア 事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を市町村長に返還しなければならないこと。

イ 県税の滞納がないこと。

(11) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の通知をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（遂行状況の報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第10号の規定により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等の報告があった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当

該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることが出来る。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- (2) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第4号から第7号まで、第8条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
<p>光ファイバ未整備地域において、住民（当該市町村に居住するものに限る。）が衛星通信サービスを利用するために設置する衛星通信機器に係る経費に対して、市町村が支援する費用（賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、備品購入費（送料含む。）、負担金補助及び交付金並びに工事請負費）とする。</p>	<p>7万円/世帯</p>	<p>2分の1</p>

注1 市町村が保有する施設での利用を想定した整備は補助対象外とする。

注2 1世帯に対して整備する衛星通信機器は1基までを補助対象とする。

注3 市町村が衛星通信機器を購入し、住民に対して交付又は貸与する場合に要した経費についても対象とする。

別表第2（第6条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。